

# 山形県事務・権限移譲推進プログラム

---

平成18年10月 策定

平成25年 3月 改定

平成29年 3月 改定

令和 3年 3月 改定

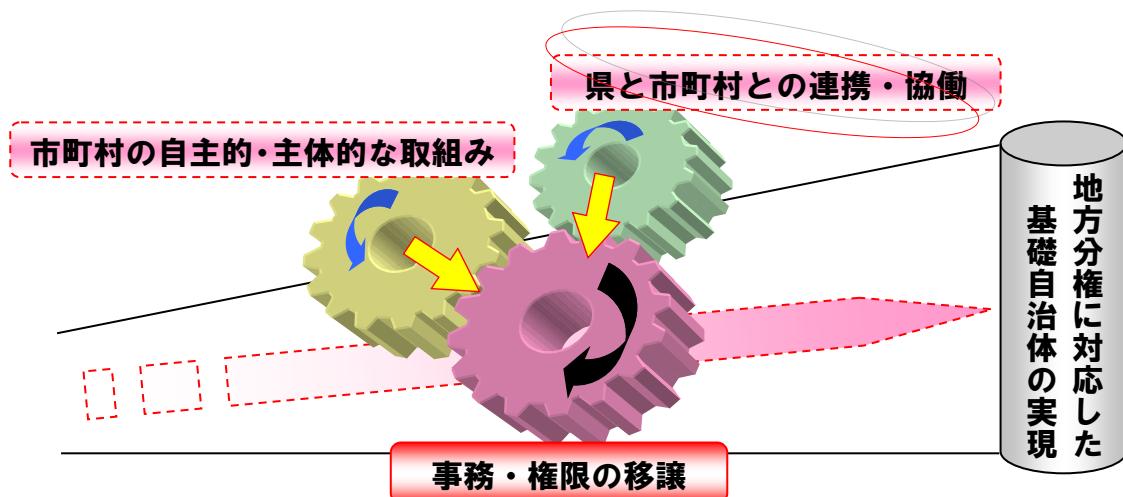
令和 7年 3月 改定



## 目 次

1	推進プログラムのポイント	1
2	推進プログラム策定・改定の背景	3
(1)	地方分権の流れ	3
(2)	基礎自治体の役割	3
(3)	基礎自治体を強化するために	4
(4)	推進プログラムの改定	4
3	メニュー方式による移譲	5
(1)	権限移譲可能リスト、重点推進項目の整備	6
(2)	事務移譲の基本的な考え方	7
(3)	提案募集制度等を活用した政府に対する制度改正要望等	7
(4)	事務・権限の移譲等に関する政府の新たな動きへの適切な対応	8
4	支援メニュー	9
5	事務・権限移譲推進体制	10
(1)	個別の移譲事務の紹介等	10
(2)	事務・権限移譲研究会	10
(3)	支援チーム	11
(4)	移譲後の取組み	11
6	スケジュール	12

# 1 推進プログラムのポイント



それぞれの地域の多様化・複雑化する行政ニーズに適切に対応していくためには、地方公共団体の自主性及び自立性を高める必要があり、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務・権限を優先的に配分していくことが重要です。

この推進プログラムは、県と市町村との連携・協働を考慮し、それぞれの役割分担を踏まえた、県から市町村への事務・権限の移譲を進めようとするものであります。

山形県では、地域特性や行政規模の異なる市町村が、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた行政サービスを展開することにより、自らの特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、県と市町村がともに知恵を出し合いながら、市町村の事務・権限の拡大を図っていきます。



★ 県と市町村との連携・協働を考慮しつつ、県と基礎自治体である市町村の関係を研究し、地方分権型社会に相応しい基礎自治体を実現していくために、移譲すべき事務とその手法について協議していきます。



★ 全市町村あるいは一定の人口規模の市への一律的な移譲方式にこだわらず、1市町村でも移譲希望があれば積極的に移譲していきます。

また、地域内での平準化を図るため、地域単位での移譲も促進していきます。



★ それぞれの市町村の戦略的な施策の検討・体制整備をサポートできるよう、市町村への移譲が可能な権限をリストアップするなどした「メニュー方式」により移譲を推進します。



★ 市町村ごとの実情を踏まえた、より移譲効果が発揮できる事務の移譲が実現されるよう、個別の市町村に対する移譲事務の紹介等を行っていきます。



★ 移譲する事務・権限について、市町村における円滑な執行が実現されるよう、財政措置をはじめとした「**支援メニュー**」により県がバックアップします。



★ 市町村から移譲希望のあった事務・権限について、円滑な移譲が実現されるよう、移譲を希望した市町村と県との検討・協議の場である「**支援チーム**」を設け、具体的かつ多角的な協議を十分に実施します。



★ 事務・権限の移譲後においても、**移譲された事務が円滑に行われているか**フォローアップを行い、移譲を受けた市町村の事務について、きめ細やかな対応を行っていきます。

## 2 推進プログラム策定・改定の背景

### (1) 地方分権の流れ

地方分権改革は、平成7年的地方分権推進法の制定から、この間、機関委任事務の廃止、国から地方への税源移譲、地方に対する権限移譲・規制緩和など、数多くの改革によって、国と地方のあり方を、「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと、また、「中央集権型行政システム」から「地方分権型行政システム」へと転換していくよう、大きく舵が切られてきました。

また、平成26年6月に地方分権改革有識者会議において「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」が取りまとめられました。この中で、新たなステージにおける地方分権改革として、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進していくことが示され、それに基づき、地方に対する権限移譲・規制緩和に係る改革提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」や、個々の自治体の発意に応じて選択的に移譲する「手挙げ方式」が導入されました。

これらの取組みの目指すところは、全国一律的な統一性や公平性を重視する「画一的な行政システム」を見直すとともに、それぞれの地方が、人口減少社会や少子高齢化社会の中で、新たな行政課題に迅速に対応できるシステムをつくり上げ、さらには、地域社会の多種・多様な個性を尊重する「住民主導の個性的で総合的な行政システム」へと変革していくことにあります。

### (2) 基礎自治体の役割

この地方分権型社会においては、地域の実情を一番良く把握している、また、住民に最も身近な「基礎自治体」である市町村が、住民生活に密接に関わる行政サービスを総合的に担っていく必要があります。

そして、このことは、地域の実情や特性を的確かつスピーディに捉えた行政サービスを実現するとともに、その提供を通じて、地域の特色を活かした地域社会づくりを進めることにつながっていくこととなります。

「基礎自治体」である市町村が、このような役割を担っていくためには、自主性・自立性の高い総合的な行政主体としての「力」を蓄えていくことが必要であり、それを実現する“機能の拡大”、それを支える“行財政基盤の強化”が求められているところです。

### (3) 基礎自治体を強化するために

財政状況が厳しさを増す中、住民に身近な「基礎自治体」である市町村が相互に連携し、効果的・効率的な行財政運営を行うことは、各市町村の“行財政基盤の強化”につながるものであり、今後とも推進していく必要があります。

一方、市町村が「基礎自治体」としての役割を達成するための市町村の“機能の拡大”については、市町村の「事務・権限の拡大」が基本となります。

それぞれの市町村が、県や国からの押し付けではなく、「基礎自治体」としての地域づくりに対する積極的な責務の下、自らの地域の特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、市町村の実情に合った事務・権限の拡大を図っていく必要があると考えております。

また、市町村間の連携は、事務・権限を受ける体制を整備する上でも、今後、ますます重要となるものです。



市町村の自主的な「事務・権限の拡大」を通して、真の地方分権を実現できるよう、県と市町村がそれぞれの叡智を結集しながら、この推進プログラムを実施するものです。

### (4) 推進プログラムの改定

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、社会全体のデジタル化が急速に進展しています。行政分野においては、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、A I 等の活用により業務効率化を図っていくことが求められています。

他方で、少子高齢化を伴う人口減少が進行し、地方部では地域社会を担っていく人材が不足していることから、少子化対策に加え、魅力ある地域づくりを通して若者等の地方定着・回帰の推進に取り組んでいくことが求められています。

このような社会経済環境の変化や多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応していくためには、県、市町村の一層の連携とともに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の機能拡大が重要になると考えられます。

県では、平成18年に「山形県事務・権限移譲推進プログラム」を策定し、以降、推進プログラムに沿って、事務・権限の移譲を実施し、市町村の機能拡大を推進してきました。

この度、前回の推進プログラムの取組期間が終了したことを受け、引き続き、移譲を推進していくため、市町村の意見を踏まえながら所要の改定を行うものです。

### 3 メニュー方式による移譲



山形県から市町村への事務・権限の移譲については、「事務処理の特例」（地方自治法第252条の17の2）に基づく「山形県事務処理の特例に関する条例」によって「61法令638項目」（令和6年4月1日現在）が移譲されています。

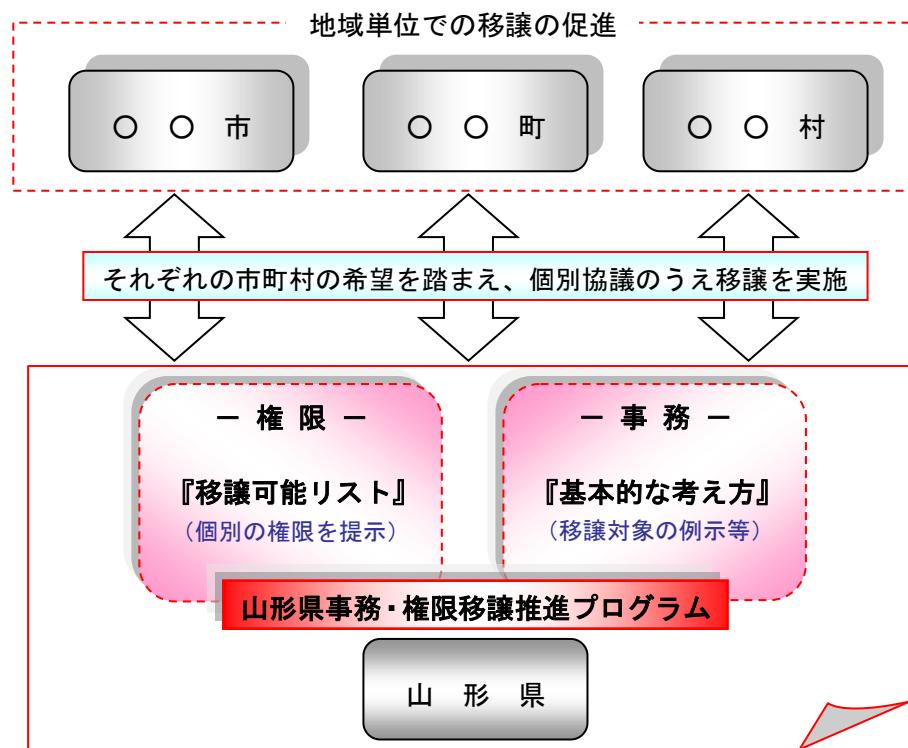
また、累次にわたる「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）により、基礎自治体への事務・権限の移譲もなされています。

従来の全市町村あるいは一定の人口規模の市への一律的な移譲方式による移譲や法律による移譲に加えて、それぞれの市町村が、自らの特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、今後とも1市町村でも移譲希望があれば積極的に移譲を実施していきます。

これを具体的に実現するため、『メニュー方式』により移譲を推進していきます。メニュー方式とは、「権限」※については、移譲可能な権限をリストアップし、「事務」※については、移譲に係る基本的な考え方を示すなどして、市町村の“中長期的な視点に立った”戦略的な施策の検討・体制整備をサポートできるようにしようとするものです。

なお、市町村間の事務・権限の移譲の差異により、行政事務の窓口が異なることで住民が混乱することのないよう、一定の地域を単位とした移譲も促進していきます。

#### < 『メニュー方式』のイメージ図 >



\*「権限」： 山形県が所管している法令に基づく権限（内部管理事務に係るもの除外。）

\*「事務」： 山形県が実施している事務事業（予算措置を伴うもの）

## (1) 権限移譲可能リスト、重点推進項目の整備

### ① 権限移譲可能リスト

山形県が所管する法令に基づく権限（内部管理事務に係るものを除く。）について、移譲可能な権限を整理するとともに、山形市の中核市移行を踏まえ中核市に移譲可能な権限も加えて権限移譲可能リストとして示すものとします。

この権限移譲可能リストについては、法令改正や市町村の要望等に迅速に対応するため、毎年度見直しを行います。

その際、市町村にとってより移譲効果が発揮できる事務を移譲していくために、事務担当課と積極的に移譲を受けるメリットがある新規事務のリスト掲載を検討していきます。

また、市町村が必要と考えている事務を提案できるようにし、提案があった事務については、事務担当課と移譲の可否及びリストへの新規掲載を検討するなど、リストに記載がない事務についても、積極的に移譲を推進できるよう環境を整備していきます。

### 【参考】権限移譲可能リストの見方

○-----法 -----に関する事務		現在の県の担当部課	-----部	-----課	移譲対象 市町村	
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考
1	第5条	-----に対する許可	本庁	30	専門的知識を有する職員の配置など移譲に当たっての条件等 (財政措置等の共通条件を除く。)	全市町村
2	第6条 第2項	-----に対する許可取消	本庁	2		
3	第7条	-----に対する立入検査	総合支庁	55		

「項目」: 条文ごとにカウント

現在の県での処分権者  
及び処分件数実績

※移譲希望の「基本単位」

以下を基本に分類  
「全市町村」: 全市町村を対象として希望を募るもの  
「人口10万人以上の市」: 一定の行政規模が必要なものとして人口要件を設けるもの

### 権限移譲可能リストに掲げられた権限の例

- 特定非営利活動(N P O)法人の設立認証等
- 高圧ガスの製造許可・液化石油(L P)ガスの販売事業者の登録等
- 大気汚染ばい煙発生施設の設置届出受理等
- 水質汚濁特定施設の設置届出受理等
- 一般旅券の発給申請の受理等
- 届出保育施設等への立入調査等
- 有料老人ホーム・軽費老人ホームの設置許可等
- 指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者の指定等
- 診療所の開設許可等
- 公衆浴場業の許可等
- 屋外広告物の表示の禁止措置等
- 4ヘクタール以下の農地転用許可等 (指定市町村制度を除く)
- 都市計画区域内における各種認可等

## ② 重点推進項目

移譲を進めるべき事務・権限については、権限移譲可能リストとは別に重点推進項目のリストを作成し、住民の視点に立った移譲のメリットを具体的に提示したり、おおよその業務量や必要な体制、財政措置などを明示するなどにより、市町村の検討を促していきます。

特に、移譲のメリットについては、市町村に移譲を受ける効果等が伝わるよう、すでに移譲を受けている団体の事例を示すなど分かりやすく提示します。

## (2) 事務移譲の基本的な考え方

事務（事務事業）については予算措置を伴うものであり、権限以上に、それぞれの市町村の地域特性や、それぞれの市町村の戦略的な企画立案・事業執行を十分に勘案すべきものであることから、対象事務のリストアップは行わずに、山形県が現在、義務的・継続的に行っている事務事業を幅広く対象として、市町村の希望に応じて個別に協議していくこととします。

また、「事務処理の特例」(地方自治法第252条の17の2)に加え、連携協約、事務の委託、事務の代替執行、業務や県有施設の移管、政府に対する制度改正要望など、多種多様な手法を検討し、指定管理者制度・民間委託等の動きにも留意しながら、最適な方法を選択していきます。

### 【参考】主な県と市町村との連携の手法

- ☆ 連携協約（地方自治法第252条の2）
- ☆ 事務の委託（地方自治法第252条の14）
- ☆ 事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）
- ☆ 協定等による委託（私法上の請負契約）
- ☆ 管理権限の移管・管理の特例（個別法）
  - 例）道路、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾、河川 など
- ☆ 業務の移管・県有施設の移管

## (3) 提案募集制度等を活用した政府に対する制度改正要望等

権限移譲可能リストを整備するに当たり、移譲対象に整理されるものの、法令等の制度制約からリスト化に至らない権限もあるところです。

こうした課題に対して、平成26年度から内閣府において実施されている提案募集制度等を積極的に活用し、市町村からの要望も踏まえながら、政府に対する制度

改正を提案していきます。

例) 医療法人の設立認可等に関する権限 (医療法)

⇒ 医療法人の設立認可等にあたっては、県の設置する医療審議会の意見を聴取することが法律上規定されているため、移譲による効率化が図られない。

#### (4) 事務・権限の移譲等に関する政府の新たな動きへの適切な対応

内閣府の第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(令和2年6月)において、事務・権限の移譲は市町村間の広域連携の取組の内容の深化に資するものと示されました。

その後、第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(令和5年12月)において、市町村を含めた地方公共団体が、地域や組織の枠を超えて、それぞれの資源を融通し合い、他の地方公共団体や多様な主体と連携・協働していく視点が一層重要とし、都道府県には市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援をより一層きめ細やかに果たしていくことが求められていると報告しています。

山形県としても、答申で提言されている内容も踏まえて、市町村間の広域連携を進めていく中で、事務・権限の移譲のさらなる推進につなげていきます。

## 4 支援メニュー



移譲する事務・権限については、「希望する事務・権限の内容」、「移譲を希望する市町村の規模」及び「移譲の手法」などを勘案し、市町村における円滑な執行が実現されるよう、財政措置をはじめとした下記の『支援メニュー』により山形県がバックアップします。

なお、個別の検討・協議（後述する『事務・権限移譲研究会』）の段階から、支援メニューの具体化を行うなどして、具体的かつ多角的な協議を実施していきます。

さらに、事務・権限の移譲後においては、移譲を受けた市町村のフォローアップを行い、課題を抱えている市町村に対しては、その内容に応じて、県の担当職員が助言や事務処理マニュアル作成の支援を行うなど、きめ細やかに対応していきます。

また、移譲を受けた市町村に対しては、「山形県市町村総合交付金」による必要な財政措置を講じていきます。

このほか、地方自治法に基づく条例による移譲に関わらず、事務の委託や機関等の共同設置等、他自治体における先進的な取組事例の情報を提供していきます。

### 山形県が提案する『支援メニュー』

#### 事務的支援

市町村における円滑な事務執行が図られるよう、説明会等の開催や必要に応じた事務処理マニュアルの作成等を行います。

- 市町村事務担当者を対象とした**説明会・研修会等の開催**
- 事務処理マニュアルの作成**
- 条例等の規定整備に係る助言**

#### 財政措置

移譲する事務・権限を執行するに要する必要な経費を確保し、移譲の手法に応じて、適切な手法により措置します。

- 事務・権限の内容・手法に応じた適切な手法による財政措置**

##### ※地方財政法

第28条 都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。

#### 人的支援

移譲する事務・権限に係る人材育成や技術等の習得を目的とした人的支援を、事業内容・事業量に応じて実施します。

- 県職員の派遣**  
地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣  
派遣協定に基づく短期及び長期の職員の派遣など
- 職員の相互交流**
- 市町村研修生の受入れ**

平成31年4月に山形市が中核市に移行した際、県では、山形市の中核市への円滑な移行と移行後の移譲事務の適切な執行を確保するため、権限移譲に係る準備・調整のほか、市職員の研修受け入れや県の専門技術職員の市への派遣などの人的支援、市町村総合交付金による財政支援等を行ってきました。こうした中核市移行への支援などの実績も踏まえながら、円滑な移譲が図られるよう各市町村への支援を行っていきます。

## 5 事務・権限移譲推進体制



### (1) 個別の移譲事務の紹介等

市町村の人口規模や属する地域の状況は様々であり、それに伴い、市町村の事務・権限の移譲に対するニーズや課題もまた様々です。

そのような状況の中で、より移譲効果を発揮できる事務を重点的に移譲していくためには、個別の市町村の実情を踏まえた移譲を実施していくことが重要であると考えます。

そこで、「手挙げ方式」に加え、各総合支庁総務課連携支援室（以下「連携支援室」）をはじめ、市町村課や各事務担当課が、市町村への訪問や各種会議といった機会を捉え、各市町村の実情を踏まえた移譲事務の紹介等を実施します。

#### 【具体的な方法】

- 市町村課は、毎年度、権限移譲可能リスト、重点推進項目を作成し、市町村に提示する。
- 県の関係課室は、機会を捉えて、個別の市町村に対して、（ア）個別移譲事務（市町村にとってメリットがあると思われる事務、同規模市町村に移譲済みの事務、地域内他市町村に移譲済みの事務等）の紹介を実施する。
- 県の関係課室は、可能な範囲で（イ）各市町村の事務担当課による移譲の検討の依頼、（ウ）各市町村の移譲に対する課題の聞き取りなどの意見交換や県からの助言などを実施する。

### (2) 事務・権限移譲研究会

「事務・権限移譲研究会」は、原則、各地域を単位に市町村及び県の市町村課、事務担当課、連携支援室で構成し、市町村から移譲希望等があった際に、移譲に向けた検討を行います。

その場合、同じ地域で移譲希望の無かった市町村に対しての参加の働きかけや、既に移譲を受けている市町村の実態を聴くなどして、当該事務・権限の内容について、可能な限り地域全体で理解を深めることにより、住民の利便性の向上の視点を踏まえながら地域単位で移譲を受けていく環境を整備していきます。

また、県と市町村において、地域課題への適切な対応や効率的な行政サービスを目指し、県と市町村の役割分担及び連携・協働のあり方についても検討していきます。

なお、「事務・権限移譲研究会」を構成する県の関係課室では、並行して府内の調整を行っていきます。

### (3) 支援チーム

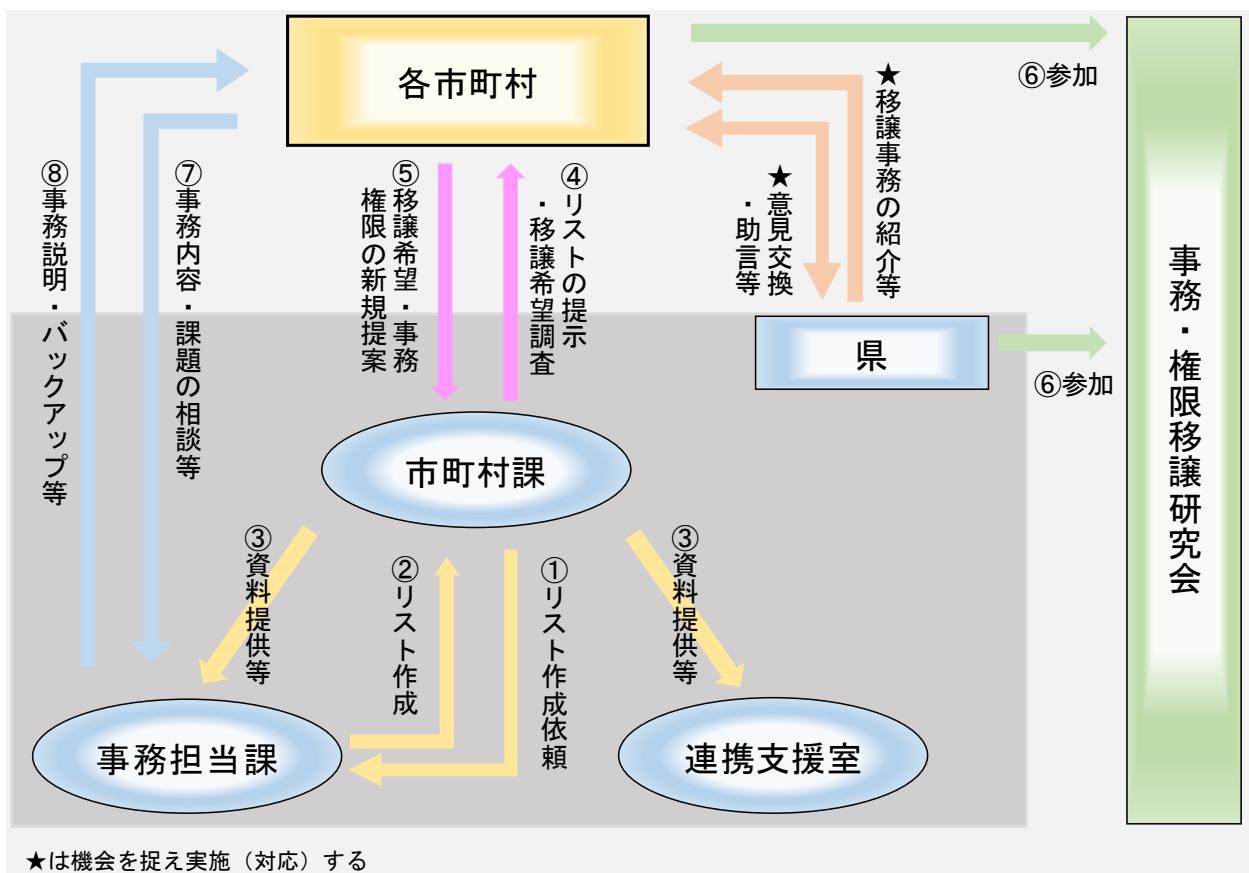
「事務・権限移譲研究会」における検討を経て、市町村へ移譲がなされる場合には、円滑な移譲が実現されるよう、市町村から移譲希望のあった事務・権限ごとを基本に、市町村の要望に応じて「支援チーム」を設け、移譲する事務・権限について、十分な協議を実施し、移譲を受ける市町村を支援します。

### (4) 移譲後の取組み

事務・権限の移譲後についても、移譲された事務が円滑に行われているかフォローアップを行い、移譲を受けた市町村の事務について、きめ細やかな対応を行っていきます。法律により一括して移譲が行われたものについても、同様の支援を行います。

また、事務担当課を中心とした個別の事務に対する支援に加えて、市町村課において、移譲後の状況変化等により生じた様々な課題も含め、移譲全般に関する相談を受け付けます。

【参考】移譲の進め方（代表的な事務の流れを記載）



## 6 スケジュール



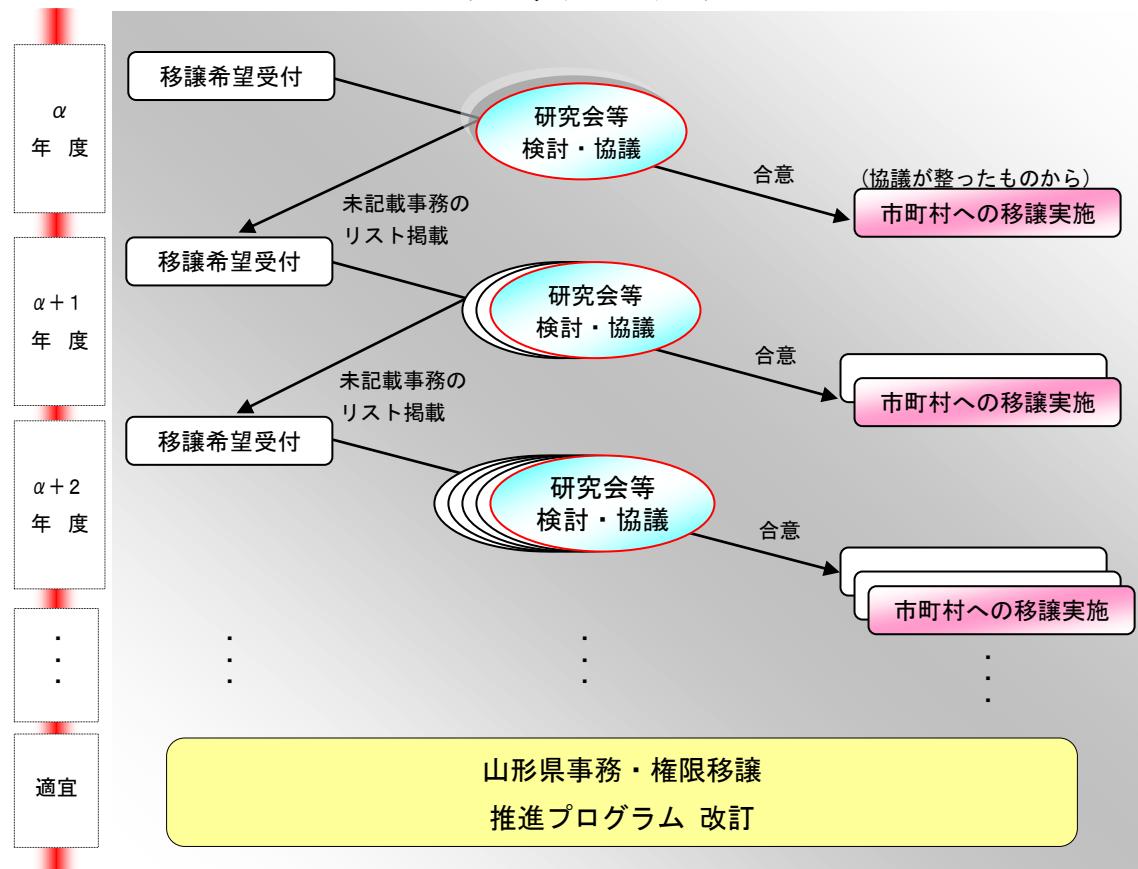
このプログラムを推進するにあたり、原則として、年度前半に「事務・権限移譲希望調査（※市町村の希望は移譲を前提としたものである必要はない）」を実施し、移譲希望が出された場合には、各地域単位で、「事務・権限移譲研究会」により事務・権限の内容について理解を深めていきます。「事務・権限移譲研究会」を受けて、市町村へ移譲がなされる場合には、市町村の要望に応じて「支援チーム」による検討・協議を行い、市町村との最終的な合意形成がなされたものから市町村への移譲を実施していくこととします。

さらに、県と市町村において、地域課題への適切な対応や効率的な行政サービスを目指し、県と市町村の役割分担及び連携・協働のあり方の検討についても「事務・権限移譲研究会」を活用していきます。

また、機会を捉えて、個別の市町村に対し移譲事務を紹介していくほか、連携中枢都市圏や定住自立圏をはじめとする市町村間の広域連携の視点から移譲の推進を働きかけていきます。

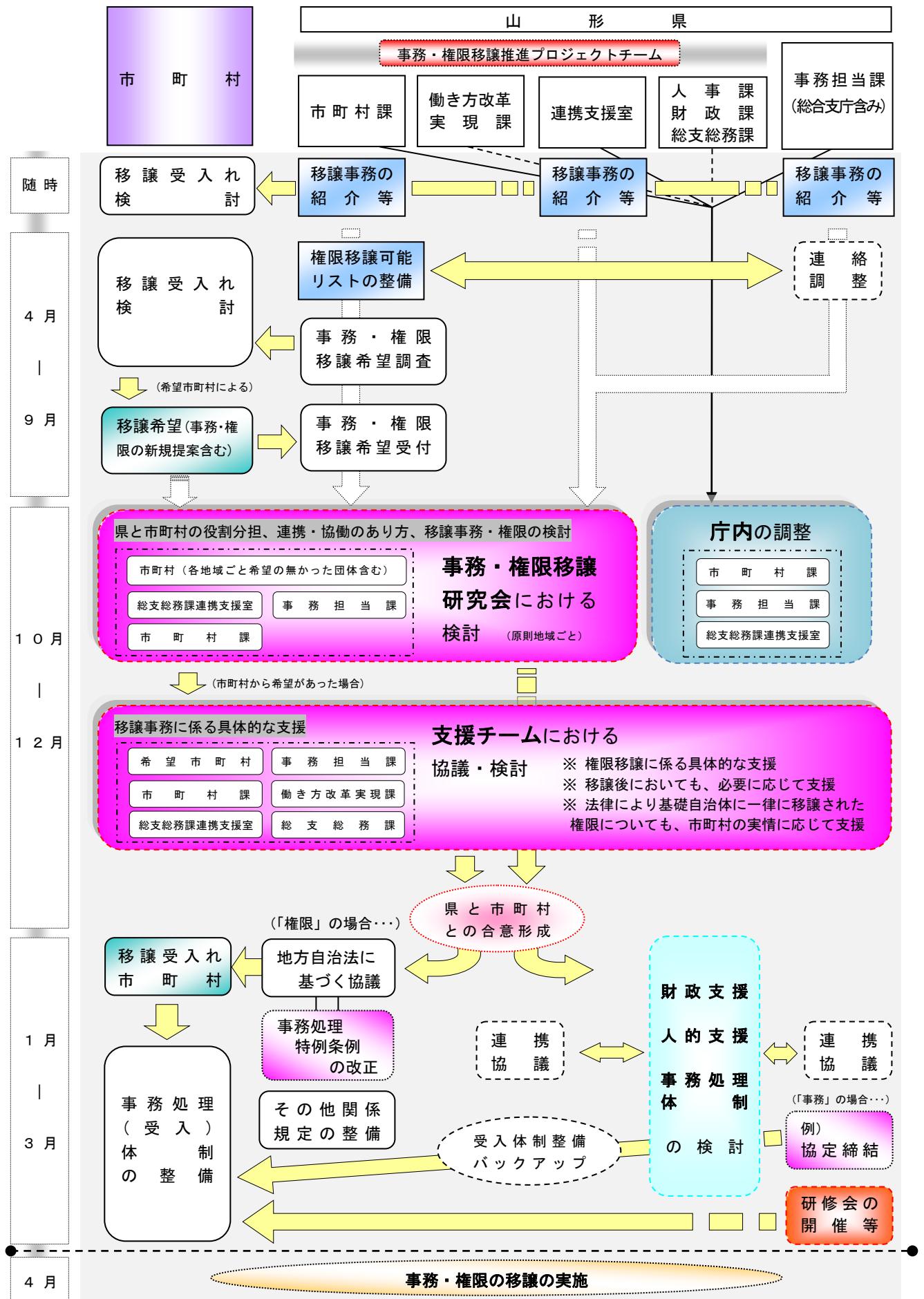
なお、このプログラムは、地方分権改革の進展など、県及び市町村の事務・権限に関する状況の変化を踏まえ、適宜、改定を行っていきます。その際、市町村の意見を聞く場として、必要に応じて、既存の「県・市町村地方分権検討委員会」\*を活用していきます。

### < スケジュール >



\* 「県・市町村地方分権検討委員会」： 地方分権型社会の構築に向けた県と市町村との新たな関係に基づく権限移譲、市町村支援等を検討等するため設置されるもの。

## 事務・権限移譲手続きの流れ



**山形県 みらい企画創造部 市町村課**

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話 023-630-2083／2084

FAX 023-630-2130